

ホテルの受動喫煙対策指針（案）

前提

受動喫煙による健康被害の重大性を十分認識する

国民の7割以上は非喫煙者であることを考慮する

喫煙は非喫煙者の健康に被害を及ぼさない限りにおいてのみ認められるものであることを認識する

受動喫煙防止は施設管理者の責任である

1. 目標：受動喫煙ゼロを目標とする

（分煙の場合は分煙効果判定基準（2002年6月）を満たすこと）

2. 具体的な対策：

1) 喫煙場所の制限・告知

禁煙・喫煙場所を明示する

利用規則・宿泊約款で許可された場所以外での喫煙の禁止を明記する

仕切られた空間で排気装置のある場所を喫煙室または喫煙コーナーとする

喫煙区域への未成年者、妊婦の立入を禁止する

出入り口付近に灰皿を置かない

空気清浄機は使用しない

2) レストラン・ラウンジ・バー等の禁煙・分煙

レストラン等は全面禁煙が望ましい

喫煙席を設置する場合は完全な空間分煙とし、未成年者、妊婦の入室を禁止する

3) 禁煙フロア・禁煙ルームの設置・案内

禁煙ルームは全客室の50%以上が望ましい

空調の空気の流れに配慮する

4) ロビーなどパブリックスペースの禁煙

ロビー、廊下、エレベーターホールなどは全面禁煙とする

5) 宴会場での喫煙制限

主催者に健康増進法の遵守を依頼する

灰皿を置かない

3. 従業員対策：

1) 受動喫煙対策

従業員が勤務中に受動喫煙を受けないような環境を作る

2) 喫煙者に対する対策

勤務時間中の喫煙を制限する

喫煙場所を指定する

医療機関等と連携して積極的に禁煙支援を行う

3) タバコ問題の啓発

定期的にタバコ問題について研修・教育を行う